

## (1)事業の概要等

事業番号	B2601
実施計画事業	
実施計画事業以外の事業	○

## 令和5年度 事務事業評価シート

事業の概要	事務事業名	未登記用地等整理事業					担当部			建設部		
	事業期間	昭和63年度以前	～	令和7年度以降			担当課			道路課		
	小牧市まちづくり推進計画(R1年～R4年)	分野別計画編	基本施策	26	展開方向	1	担当係			整理係		
	予算区分	一般会計	款	8	項	1	目	1	大	3	中	1
	根拠法令・個別計画	道路法、小牧市未登記土地事務処理要綱					事業種別			一般事業		
	目的・成果 (何のために、どのような成果を期待するか)	インフラ整備を優先するため権原を取得する前に道路築造していることがあり、道路内に民有地が残っている未登記土地がある。未登記土地は、道路法第4条により私権は制限される場所であるが、道路用地の権原取得は道路管理者の責務であるため、その権原を取得し、適正な状態を確保することを目的とする。										
	対象 (何・誰を対象に)	未登記土地(道路内民有地)所有者										
	内容・手段 (目的達成のためにどのような事業を実施したか)	<p>工事計画路線を重点路線として、寄附を中心に用地交渉を行い、土地の分筆を要する場合は測量登記等委託して業務を進めた。</p> <p>直接経費(令和4年度)  立会者謝礼 27千円  分筆測量等委託料 5,839千円  用地購入費 67千円</p>										
受益者負担	なし											

## (2)事業費

事業費	項目	単位等	R1	R2	R3	R4	R5		
			直接経費	決算額	財源	一般財源	千円	7,777	2,986
			国・県支出金	千円					
			その他	千円					
			計(A)	千円	7,777	2,986	8,319	5,933	
			対前年比	%	—	38.3%	278.6%	71.3%	
			予算額	千円	13,860	13,870	13,870	13,842	13,692
	人件費		正規職員	人	0.25	0.25	0.25	0.25	
			正規職員(平均賃金)	千円	1,872	1,872	1,872	1,872	
			その他職員	人	0.50	0.50	0.50	0.50	
			その他職員(時給×時間)	千円	810	810	810	810	
			計(B)	千円	2,682	2,682	2,682	2,682	
			事業費合計(C=A+B)	千円	10,459	5,668	11,001	8,615	

(3)業績

展開方向における指標の推移			基本施策		26		展開方向		1	
指標名		単位	方向性	基準値	R2	R3	R4	R5		
1										
2										
3										

指標	指標ほか		単位		R1	R2	R3	R4	R5
	成果指標	未登記筆数	筆	目標	—	1,565	1,556	1,542	1,517
				実績	1,575	1,566	1,552	1,527	
	活動指標	未登記処理割合	%	目標	—	61	62	63	64
				実績	61	62	62	63	
		未登記処理筆数(寄附)	筆	目標	—	10	10	10	10
				実績	12	2	8	11	
	単事業あたり	受益者数(a)		人	—	—	—	—	
		受益者あたり事業費(=C/a)		円	—	—	—	—	

(4)事業の評価

事業の評価	事業の方向性	維持	事業のボリュームを現状規模で維持すべきもの							
	事業の達成状況と課題	<p>道路事業に合わせて未登記土地の整理を進めているところであるが、長期間相続登記がなされておらず相続人が不明であったり、また権利者が多人数に上る筆が多く、登記に至るまでに時間を要するケースが多くみられるため、全ての未登記土地の整理には相当な期間を要する事業であるが、理解を得ながら粘り強く交渉し処理を進めていく必要がある。</p>								
	今後の実施内容	<p>未登記土地の権原取得は、道路管理者としての責務であり、未登記処理の遅延は道路事業等にも影響することから、相続登記の義務化や所有者不明土地関係法令などの法整備が進められる予定であり、今後の処理に有効的な制度も見受けられることから国等の制度の動向を注視し小牧市道路寄附受納取扱要綱第10条に基づき寄附を原則として継続的に処理を進めていく。</p>								
	事務事業評価による額	500	千円	節	16	細節	1	細々節	1	
<p>令和4年度において買取件数が少なかったこと、また相続登記の申請義務化を主とした不動産登記法が令和6年度より施行される見込みであり、相続案件が増加すれば今後も交渉が難航するものと予想され、当面の処理件数の増加が見込めないと思われるため、法整備の動向・効果を踏まえて事業費を精査していく必要があるため、令和6年度においては500千円の減額が可能である。</p>										